

日の出町子ども・子育て支援事業計画 概要版



日の出町イメージキャラクター「ひのでちゃん」

平成27年3月
日の出町

1.子ども・子育て支援新制度とは

子どもの教育・保育、子育て支援を

総合的に進める新しい仕組みです。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月に本格スタートします。



子育てをめぐる現状と課題

課題1

親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれている。

課題2

核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下している。

課題3

都市部を中心に待機児童が存在する。一方、子どもの減少による保育所の統廃合など、遠い施設の利用や利用を断念する実態がある。

こうした状況に対応するため

子ども・子育て支援新制度の3つの柱

1

認定こども園制度の改善と普及を進めます

2

待機児童の解消を計画的に進めます

3

地域の子ども・子育て支援の充実を図ります

2.子ども・子育て支援新制度の主なポイント

ポイント1 教育・保育の必要性の認定が必要

新制度では、保護者の働き方、利用を希望する施設（一部の新制度に移行しない幼稚園を除く）、必要とする理由に応じて、「支給認定」を受けていただく必要があります。

【認定区分】

1号認定

<3~5歳>

3~5歳で教育を希望

【利用できる施設】

幼稚園、認定こども園

2号認定

<3~5歳>

3~5歳で保育を希望

【利用できる施設】

保育所、認定こども園

3号認定

<0歳、1・2歳>

0~2歳で保育を希望

【利用できる施設】

保育所、認定こども園
地域型保育事業

ポイント2 給付制度の導入（施設型給付と地域型保育給付の創設）

幼稚園や保育所へ個別に行われていた公的な給付制度を一本化し、幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障します。

教育・保育

現行制度から、新制度へ移行し給付対象となる事業。施設型給付。

保育所

<0～5歳>

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって養護と教育が一体となった保育を提供します。

認定こども園

<0～5歳>

保護者の就労状況にかかわらず、幼稚園と保育所が一体となった施設で子どもを預かり、教育・保育を提供する施設です。

※0～2歳枠がない園もあります

幼稚園

<3～5歳>

小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、子どもを預かり、就学前の教育を提供します。

※降園時間後に子どもを預かる事業を実施している施設もあります

新制度から定められた4つの類型事業。地域型保育給付。

地域型保育事業

<0～2歳>

4つの類型事業。
新設される事業です。

- 少人数の単位で、0～2歳を預かる事業
- 設置認可は自治体

家庭的保育

（保育ママ・家庭福祉員）

<定員は5人以下>

保育士資格または、保育士と同等の研修を受けた者の居宅等できめ細かな保育を行います。

小規模保育

<定員は6～19人>

家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

事業所内保育

<従業員枠／地域枠>

企業の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

居宅訪問型保育

<1対1の保育>

保護者の自宅で1対1の保育を行います。



ポイント3 地域の実情に応じた地域の子育て支援の充実

教育・保育利用のほかの、地域の様々な子育て支援や質の向上を進めます。代表的なものをいくつか紹介します。

利用者支援

子どもや保護者に合った支援を受けられるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

一時預かり

就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となったときに保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

時間外保育

（延長保育事業）

就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて実施する事業です。

地域子育て支援拠点

（子育て広場事業等）

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流スペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う事業です。

放課後児童クラブ

（学童クラブ）

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後小学校余裕教室、児童館等で過ごすことができる事業です。

ファミリー・サポート・センター

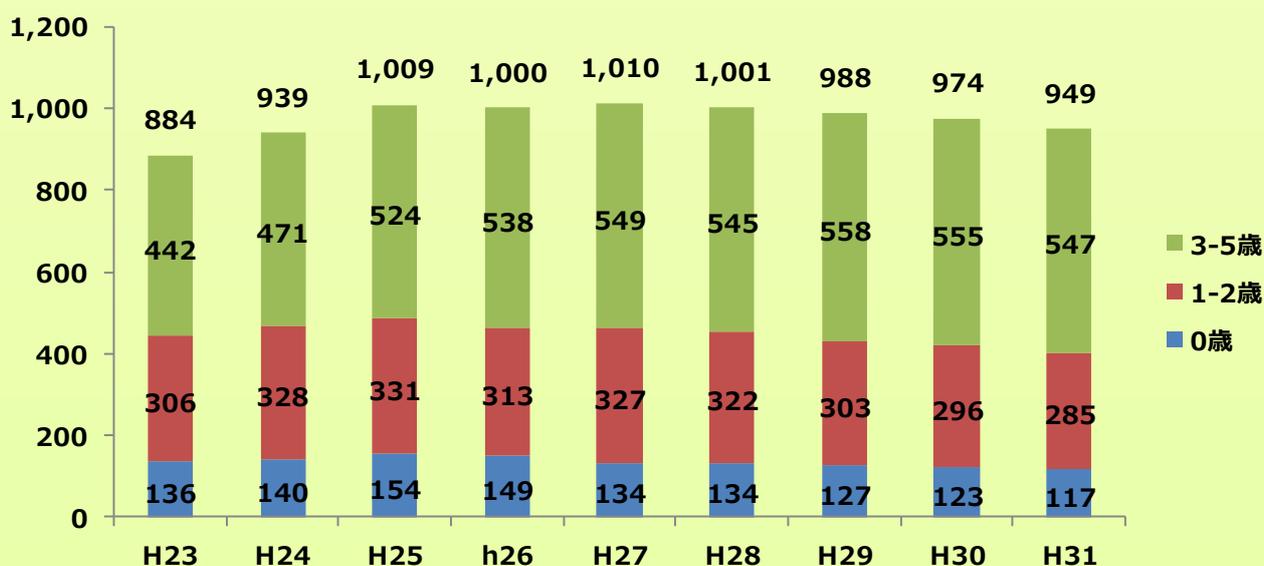
小学生までの子育て中の保護者で育児の援助希望の方と、援助を行いたい方（住民）を相互に結び、助け合いを地域で行う事業です。

3.日の出町の子ども・子育てを取り巻く環境

過去3年間、日の出町実績人口推移より、コーホート変化率法を用いて今後5年間の子どもの将来人口を推計しました。0歳から11歳の人口については、土地区画整理事業による転入者増の影響により増加傾向にあります。未就学児（0歳から5歳）については、計画前半の平成27年度頃をピークとして、その後は少子化の影響により減少していくものと見込まれています。

	実績				推計					伸び率 (H26-H31)
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	136	140	154	149	134	134	127	123	117	-21.5%
1歳	153	158	154	151	162	145	145	138	134	-11.3%
2歳	153	170	177	162	165	177	158	158	151	-6.8%
3歳	140	165	184	172	170	172	185	165	165	-4.1%
4歳	147	155	177	189	184	183	185	199	177	-6.3%
5歳	155	151	163	177	195	190	188	191	205	15.8%
6歳	131	165	163	162	185	204	199	197	201	24.1%
7歳	133	138	172	167	169	193	213	208	206	23.4%
8歳	127	135	138	170	167	169	193	213	208	22.4%
9歳	122	131	136	143	175	172	174	199	220	53.8%
10歳	128	128	132	138	146	178	175	177	203	47.1%
11歳	113	133	127	133	140	148	180	177	179	34.6%

	H23	H24	H25	h26	H27	H28	H29	H30	H31	伸び率 (H26-H31)
0歳	136	140	154	149	134	134	127	123	117	-21.5%
1-2歳	306	328	331	313	327	322	303	296	285	-8.9%
3-5歳	442	471	524	538	549	545	558	555	547	1.7%
小計	884	939	1,009	1,000	1,010	1,001	988	974	949	-5.1%
6-8歳	391	438	473	499	521	566	605	618	615	23.2%
9-11歳	363	392	395	414	461	498	529	553	602	45.4%
合計	1,638	1,769	1,877	1,913	1,992	2,065	2,122	2,145	2,166	13.2%



4.子ども子育て支援事業計画概要

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成 11 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

日の出町においては、平成 26 年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

依然として子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「日の出町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

5.基本的な考え方

本計画では、日の出町子ども・青少年育成基本条例を継承しながら、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図ります。3つの基本的な視点を定め、施策の総合的な展開を推進していきます。

1 日の出町子ども・青少年育成基本条例

日の出町では、次世代を担う子どもと青少年たちが安全に、健やかに成長することを願い、子どもと青少年たちが、将来、日の出町発展の原動力となることを期待して、子どもと青少年にやさしい町を実現するために、日の出町子ども・青少年育成基本条例を制定し、基本施策をはじめとする子ども・子育て支援事業に取り組んでいます。

2 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

○子どもの育ち

子どもの成長や発達をどう支援していくか

- ・子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮し、大人だけでなく子どもの視点にたった取組みを進めていきます。
- ・子どもの健全育成のための家庭・学校・地域が連携し、本来の持っている教育力の活性化を図ります。

○子どもを健やかに育む家庭

親が自信を持って子育てできるようどう支援していくか

- ・親も日々の子育てを通して親自身が成長していく存在です。すべての親が心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、色々なサービスを受ける機会や学習の機会を誰もが受けられるようにしていきます。

○子育てを支える地域

子育てがしやすい地域づくりをどう行っていくか

- ・家族が安心して子育てできるよう地域全体で子育て家族を支えることにより、子育て家族が抱える様々な負担感の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てできる地域をみんなでつくっていきます。

6. 日の出町独自の福祉施策

次世代を担う子どもと青少年たちが安全に、健やかに成長することを願い、子どもと青少年たちが、将来、日の出町発展の原動力となることを期待して、子どもと青少年にやさしい町を実現するために、日の出町子ども・青少年育成基本条例を制定し、基本施策をはじめとする子ども・子育て支援事業に取り組んでいます。

今後、限られた予算で幅広いニーズに応じた様々な事業展開や施設の拡充を図るため、既存事業の検証を行い、予算の有効活用を図ります。

1 次世代育成クーポン

町内の登録された店舗での買い物や保育料、給食費等の支払いに利用できるクーポン券を交付する制度です。子育て支援と地域経済の活性化を目的として交付します。

- 条件 15歳到達後最初の3月31日（中学校修了前）までの間にある児童を養育している保護者で、町内に住所と住民登録があり、引き続き町内に住所を有する見込の方
- 支給額 子ども1人につき月額1万円

2 出産助成金

出産に要する経済的負担の軽減を図るため支給します。

- 条件 生まれた子どもの父又は母で、出産日の3か月前から町内に住所と住民登録があり、引き続き1年以上町内に住所を有する意思があり、出産した子どもを養育し生計を同じくしている方
- 支給額 1回の出産につき3万円



3 こども医療費助成

通院・入院医療費の自己負担分を助成します。食事代及び保険対象外の請求を除く。

- 条件 15歳到達後最初の3月31日（中学校修了前）までの間にある児童を扶養している方

参考

青少年育成支援金

町の次代を担う青少年への支援を目的として、教材費、通学・通勤費、スポーツ等に使用した経費の一部について現金を支給します。

- 条件 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（高校生年代）にある青少年を養育している保護者又は青少年本人で、町内に住所と住民登録があり、引き続き町内に住所を有する見込の方
- 支給額 子ども1人につき月額上限1万円

青少年医療費助成

通院・入院医療費の自己負担分を助成します。食事代及び保険対象外の請求を除く。

- 条件 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（高校生年代）にある青少年を養育している保護者又は青少年本人

7.子ども・子育て支援事業等の量の見込みと提供体制の確保

教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望、子どもの数の推移等を考慮した、量の見込み及び確保の内容や実施時期と地域子ども子育て支援事業は以下とおりです。

【1】教育・保育施設

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
(1)	1号認定（3歳以上） （3歳以上で幼稚園等を利用希望）	量の見込み	210人	209人	214人	212人	210人
		確保の内容	240人	240人	240人	240人	240人
		差引	30人	31人	26人	28人	30人
(2)	2号認定（3歳以上） （3歳以上で保育園等を利用希望）	量の見込み	327人	325人	333人	331人	326人
		確保の内容	343人	325人	333人	331人	326人
		差引	16人	0人	0人	0人	0人
(3)	3号認定（0歳） （保育園等を利用希望）	量の見込み	49人	49人	46人	45人	43人
		確保の内容	41人	49人	46人	45人	43人
		差引	△8人	0人	0人	0人	0人
(4)	3号認定（1・2歳） （保育園等を利用希望）	量の見込み	222人	219人	206人	201人	193人
		確保の内容	172人	219人	206人	201人	193人
		差引	△50人	0人	0人	0人	0人

【2】地域子ども・子育て支援事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
(1)	利用者支援事業	確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	
(2)	時間外保育事業 （延長保育）	量の見込み	91人	90人	89人	87人	85人
		確保の内容	91人	90人	89人	87人	85人
(3)	放課後児童健全育成事業 （学童クラブ）	量の見込み	161人	175人	187人	191人	194人
		確保の内容	250人	250人	250人	250人	250人
(4)	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
		確保の内容	100人	100人	100人	100人	100人
(5)	乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	134人	134人	127人	123人	117人
		確保の内容	□実施体制：子ども家庭支援センター相談員、民生・児童委員 □実施機関：子ども家庭支援センター				
(6)	養育支援訪問事業	量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
		確保の内容	□実施体制：子ども家庭支援センター相談員 □実施機関：子ども家庭支援センター ほか				
(7)	地域子育て支援拠点事業	量の見込み	2,825人回	2,801人回	2,644人回	2,573人回	2,464人回
		確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
(8)	一時預かり事業（預かり保育） ①幼稚園における在園児を対象 ②幼稚園における在園児対応型除く	量の見込み	5,582人日	5,541人日	5,674人日	5,643人日	5,562人日
		確保の内容	5,582人日	5,541人日	5,674人日	5,643人日	5,562人日
		量の見込み	1,213人日	1,200人日	1,128人日	1,098人日	1,053人日
		確保の内容	1,213人日	1,200人日	1,128人日	1,098人日	1,053人日
(9)	病児保育事業	量の見込み	226人日	224人日	221人日	218人日	212人日
		確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	212人日
(10)	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	量の見込み	31人日	33人日	35人日	36人日	37人日
		確保の内容	0人日	33人日	35人日	36人日	37人日
(11)	妊婦健康診査事業	量の見込み	134人	134人	127人	123人	117人
		確保の内容	□実施体制：町内の医師、保健師等 □実施機関：保健センター（集団）、都内契約医療機関（個別）				
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	近隣自治体の動向を捉えながら、既存事業との関連も考慮し検討					
(13)	多様な主体が「新制度」に参入することを促進するための事業	他の自治体の事業等を参考に検討					



日の出町イメージキャラクター「ひのでちゃん」

日の出町子ども・子育て支援事業計画概要版

発行日 平成27年3月

発行 日の出町

編集 日の出町子育て福祉課